

第 6269 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 8月28日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	---

♠ 期中に役員になった者に対する給与

Q：期中に役員になった者に対する給与は、どのように取り扱われますか？

A：役員就任後の給与が定期同額であれば、原則として、損金に算入することができます。

【解説】

法人税では、役員給与を損金に算入するには、給与が「定期同額給与」「事前確定届出給与」「利益連動給与」でなければならないとされています。

ところで、お尋ねのように期中で役員になった場合の給与ですが、これについては、役員に就任した後の給与の額が定期同額給与の要件(役員就任後に支給される役員給与が1ヶ月以下の一定の期間ごとで、各支給時期における支給額が同額である)を満たしていれば、その給与の額は損金に算入できるとされています。

これは、使用人時における雇用契約が一旦終了して、新たに役員としての委任契約が始まるということですから、役員給与の改定とはみなされないからです。

ただし、事業年度の途中で使用人を役員にする場合は、それなりの経営上の理由や臨時株主総会を開催するなどの実態が伴っていなければなりません。

なお、定時株主総会での就任以外で役員に就任する場合には、手続上、「事前確定届出給与」「利益連動給与」は認められません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】